



平成27年1月15日  
健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策推進担当 担当者 大木、田崎  
内線 1836 直通 0952-25-7075  
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

## インフルエンザの流行発生「警報」を発表します

佐賀県では、感染症発生動向調査で第2週(平成27年1月5日～1月11日)に、定点医療機関当たりの患者報告数が46.36(患者報告数1,808人)となり、警報の基準である「30」を超えましたので、インフルエンザ流行発生警報を発表します。

今後も更なる患者数の増加と集団生活の場における感染の拡大が予想されますので、下記を参考に予防に努めてください。

子ども、高齢者、妊娠中の方、基礎疾患をお持ちの方は、重症化することがありますので、一層の注意が必要です。

### 記

#### 1 個人の予防方法

- こまめに石鹸で手を洗いましょう。
- 十分な栄養と休養をとり、規則正しい生活を心がけましょう。
- 周囲にインフルエンザの患者がいる方は特に注意が必要です。毎日の体温測定などで健康観察を行い、早期発見に努めましょう。
- 流行時には、人混みを避けましょう。

#### 2 学校・幼稚園、社会福祉施設等関係者

- 日頃から、幼児、児童生徒、入所者の発熱等の健康観察を行い、有症状者に対しては、早期受診を勧奨してください。
- 施設内にウイルスを持ち込まないよう次の対策を講じてください。
  - ・教職員、施設職員は、日頃から自身の健康管理に努め、自身が感染源にならないようにしてください。
  - ・施設においては、面会者に対し、インフルエンザ様症状の有無をチェックするなど注意喚起をしてください。
- 定期的に窓を開けるなどこまめに換気をしてください。(目安として、1時間に1回、5分程度。学校であれば休み時間のたびに実施。)
- インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、学校医や嘱託医等に報告するとともに、最寄りの保健福祉事務所に御相談ください。

#### 3 かかったと思われる場合

- 早めに医療機関を受診しましょう。

(症状が出てから概ね48時間以上経過すると、ウイルスが増えすぎて薬が効かなくなる場合がありますので注意しましょう。)

- 咳が出るときは、マスクを着用しましょう。特に、医療機関を受診する際は、他の患者への感染防止のため、必ずマスクを着用してください。
- 職場や学校、施設等に連絡をし、指示を仰ぎましょう。また、外出を控え、医師の指示に従いましょう。
- 次のような症状がある場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

**【小児】**

- 呼吸が速い、息苦しそうにしている。
- 顔色が悪い。(土気色、青白いなど)
- 嘔吐や下痢が続いている。
- 落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍い。
- 症状が長引き、悪化してきた。
- けいれん、意識障害(視線が合わない、眠り続けるなど)、異常な言動

**【大人】**

- 呼吸困難又は息切れがある。
- 胸の痛みが続いている。
- 嘔吐や下痢が続いている。
- 3日以上、発熱が続いている。
- 症状が長引き、悪化してきた。

**【参考】** 《警報発表の時期》

シーズン	流行入り		注意報		警報	
	週	月	週	月	週	月
平成 26～27	49 週	12 月上旬	52 週	12 月下旬	2 週	1 月初旬～中旬
平成 25～26	48 週	11 月下旬	3 週	1 月中旬	4 週	1 月中旬～下旬
平成 24～25	43 週	10 月下旬	52 週	12 月下旬	3 週	1 月中～下旬
平成 23～24	2 週	1 月中旬	3 週	1 月中～下旬	5 週	1 月下旬～2 月初旬
平成 22～23	48 週	12 月上旬	1 週	1 月初旬	3 週	1 月中～下旬

《感染症発生動向調査に基づく流行の警報とは》

インフルエンザ定点医療機関あたりの1週間の報告数が30以上の場合に警報が発表され、大きな流行の発生、または継続しつつあることが疑われることを表します。

〔基準〕 ※定点医療機関あたりの患者数

流行入り	注意報	警報
1.00	10	30

《流行発生警報の解除》

定点報告数の県全体の平均値が流行発生警報の継続基準を下回り、かつ、全保健福祉事務所管内での定点報告数の平均値が前週の値を下回ったとき、自動的に解除されます。